

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 上場株の譲渡損がある場合

**Q** : 私は、一般口座を使って上場株の売買をしています。2年前は、損失だったので確定申告をしていませんでしたが、昨年は利益が出たので、2年前の損失と昨年の利益を相殺したいと考えているのですが、こういうことはできますか？

**A** : 期限後申告をすれば認められます。

### 【解説】

上場株にかかる譲渡損を翌年に繰り越すには、①譲渡損失の生じた年分の所得税について「譲渡損失の金額の計算に関する明細書」等の一定の書類を添付した確定申告書を提出すること、②その後において、連続して確定申告書を提出していること、③繰越控除を受けようとする年分の確定申告書に「繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書」等の一定の書類を提出することのすべての要件を満たさなければなりません。この確定申告書には、期限後申告も含まれることとされています。

したがって、お尋ねの場合は、平成17年分の確定申告をされていないということですから、平成18年分の確定申告において、平成17年分の所定の明細書等を添付して期限後申告を行えば、平成17年分の譲渡損と平成18年分の譲渡益を通算することが認められます。

ただし、平成17年分の所得につき、他の所得があったため、期限内に確定申告書を提出しているという場合にはこの適用が受けられませんので注意してください。

